快適な生活環境を守るため

さまざまな規制にご注意を―
公害防止条例の骨子

横芝町公害防止条例が制定され、10月1日から施行されます。

この条例は、公害の防止について必要な事項を定めることにより、町民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としたものです。

制定された主な点をご紹介しましょう。

▼公害の定義

事業活動、その他の人の活動によって生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康、または、生活環境に係わる被害が生ずることです。

▼事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければなりません。

▼町の責務

町は、公害の防止に関し、千葉県と密接な連携のもとに積極的な施策を講じ、町民の健康で安全かつ快適な生活を確保するものです。

▼町民の責務

町民は公害を発生させることのないよう努めるとともに、町が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければなりません。

▼事業者の届け出

この条例が10月1日から施行されますと、現在、町内に工場等の設置者、特定作業者はそれぞれ30日以内に届け出なければなりません。また、騒音、振動を伴う建設工事を行なおうとする者は、開始の7日前までに届け出なければなりません。

▼拡声器の使用制限

町内で商的行為等で拡声器を使用する場合は、使用方法・使用時間等規則で定める事項を、遵守しなければなりません。

▼深夜騒音に係わる営業規則

飲食店・喫茶店・ガソリンスタンド・ゴルフ練習場等の業者は、営業に伴う騒音の防止等、規則で音量が制限されます。

▼屋外燃焼行為の禁止

町民は、ゴム・イオウ・ピッチ・皮革・合成樹脂・その他燃焼の際、著しくばい煙、または、悪臭を発生する物質を屋外において多量に燃焼させることはできません。

▼届け出を要する施設と作業

化学工業の施設、窯業または土石製造の施設、鉄鋼・金属製品の製造施設、金属加工施設、コンクリート製品製造施設、鉄骨・橋梁の作業、自動車解体・金属等処理作業、くい打機・ブルドーザー・パワーショベル・バックホー・振動ローラー等を使用する作業です。

なお、この他多数の施設及び作業がありますが詳細は福祉保健課までお問い合わせください。

大総、立会線を廃止

利用客激減で経営悪化
消えゆく路線バス

みなさんに永い間親しまれてきた「生活路線バス」が、一部で廃止されることになりました。

生活路線バスとは、その路線が地域住民にとって欠くことのできないものでありながら、利用客の減少等により、その運行が困難になったものを、国や県、市町村が財政援助をし赤字を補い、存続させているものを言います。

しかし、極度に利用が悪化しますと、国や県は補助を打切りますので、大幅な赤字収支となり、路線の廃止を余儀なくされてしまいます。

県東北部を営業のエリアとする千葉交通では、管内に百八の路線を有しますが、近年のマイカー等の普及に押されて利用客が大変減少して、殆んどの路線が赤字の状況です。

このため、補助金が打切られる路線については、9月限りで廃止することになりましたが、私たちの町では、今回の措置で、横芝駅～町原～八街駅と、横芝駅～木戸～立会～横芝駅（何れも1日1往復）の両路線が廃止となりました。

また、横芝駅～日吉～八日市場駅の1日5往復が3往復に減ったほか、横芝駅～京成空港駅の1日8往復（多古発、止り含ぬ）が7往復となりました。

詳しいことは、千葉交通横芝出張所（②0044）へ

議会

2日　民生文教委員協議会
5日　総務委員協議会
6日　県町村議会議長自治研修会　東京都
9日　産業建設委員協議会
11日　行政懇談会　千葉市
13日　議会運営委員会
15日　中学校・大総小学校運動会
17日　定例町議会（第1日）
19日　定例町議会（第2日）
21日　町立各保育所運動会
29日　横芝小学校・上堺小学校運動会